

筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業

要求水準書

令和6年5月

(令和6年6月21日修正)

筑紫野市

第1章 総則	1
第1節 本事業の目的	1
第2節 学校施設整備方針（校舎増築工事及び長寿命化改修工事共通）	2
第3節 校舎増築に係る学校施設整備方針	3
第4節 長寿命化改修に係る学校施設整備方針	4
第5節 大規模改修（長寿命化改修）等の整備レベルの設定	6
第6節 本事業の概要	7
1. 事業の対象となる施設	7
2. 事業方式	8
3. 事業の対象範囲	9
4. 支払い	10
5. 事業スケジュール（予定）	11
6. その他	12
第7節 用語の定義	13
第8節 遵守すべき法制度等	13
第9節 諸条件	16
1. 立地条件	16
2. 敷地条件	16
3. 想定学級数及び児童等の人数	16
4. 工事に使用する電気水道等の使用	17
第2章 設計業務	17
第1節 設計業務における基本的な考え方	17
1. 計画の考え方	17
2. 周辺環境・地球環境への配慮	22
3. 構造計画の考え方	22
4. 設備計画の考え方	23
5. 周辺インフラとの接続	27
6. 防災安全計画の考え方	28
第2節 設計業務対象施設に係る要件	29
1. 本施設	29
2. 外構等	35
第3節 設計業務遂行に係る要求内容	36
1. 業務の対象範囲	36
2. 業務期間	36
3. 設計体制と管理技術者の設置・進捗管理	36
4. 設計計画書及び設計業務完了届の提出	37
5. 基本設計及び実施設計に係る書類の提出	37
6. 設計業務に係る留意事項	38
7. 設計変更について	38
第3章 工事業務及び工事監理業務	39
第1節 業務の対象範囲	39
第2節 業務期間	39

1.	業務期間	39
2.	業務期間の変更	39
第3節	業務の内容	39
1.	基本的な考え方	39
2.	工事計画策定に当たり留意すべき項目	40
3.	実施体制	40
4.	着工前業務.....	40
5.	工事期間中業務	42
6.	工事完了時業務	45

添付資料

- 資料 1 用語の定義
- 資料 2 事業予定地位置図
- 資料 3 事業予定地設備インフラ現況図
- 資料 4 必要諸室リスト
- 資料 5 改修業務に含む什器・備品等リスト
- 資料 6 電気・機械等要求性能表
- 資料 7 空調機器教室配置図
- 資料 8 既存施設の学校施設台帳
- 資料 9 二日市東小学校校舎等各種工事設計図一式 ※

※ 個別によるデータ提供

第1章 総則

筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)は、筑紫野市(以下「本市」という。)が筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業(以下「本事業」という。)の実施に当たって、本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)に要求する校舎の増築及び長寿命化に係る設計、増築、改修、工事監理等に関する業務仕様を示すもので、「設計業務発注仕様」及び「工事並びに工事監理業務発注仕様」から構成される。なお、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ及び技術力等を最大限に生かすため、各業務仕様については、基本的な考え方のみを示すに留め、本事業の目標を達成する具体的な方法・手段等は、事業者の発想に委ねることとする。

第1節 本事業の目的

(1) 校舎増築工事

筑紫野市立二日市東小学校(以下、「本施設」という。)の校区内においては、マンション開発等に伴う児童数全体の増加及び特別支援学級に在籍する児童数の増加に伴う学級数の増加に対応するため、校舎を増築し今後必要となる教室数を確保するものである。

また、児童数、学級数及び教職員数の増加に伴い、職員室や保健室、配膳室などの管理諸室が手狭になることから、管理教室棟の一部を増築するもの。

(2) 長寿命化改修工事

本市の学校施設については、築後40年以上経過した建物が多く存在し、老朽化した施設の更新や維持管理の継続が課題となる一方で、時代の変遷とともに建物に求められる機能も変化している状況を踏まえ、本市では、平成31年3月に「筑紫野市公共建築物長寿命化計画」(以下、「長寿命化計画」)を策定し、学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に行うこととしたところである。

老朽化した学校施設を将来にわたって長く使い続けるため、単に物理的な不具合を直すのみではなく、建物の機能や性能を現在の教育環境や社会的要求水準まで引き上げ、今後25年以上使用することを可能とし、多様な形態による学習活動や可能な限り省エネルギーに努め、現在及び将来求められる社会的要求に応じた学校施設の教育環境の向上を図ることを目的とした「長寿命化改修」の設計、改修、工事監理等を行うこととする。

このような背景を踏まえ、本施設の学級数の増加に対応するための校舎の増築及び長寿命化計画に基づき、本施設の校舎を長寿命化改修することとし、DB方式を適用することにより効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目指すものである。

第2節 学校施設整備方針（校舎増築工事及び長寿命化改修工事共通）

学校教育を進める上で、安全上、保健衛生上、指導上、その他学校教育の場として適切な環境を確保する。

（1）工事関係

1）外装

- ・外壁、屋根及び床は、表面結露、内部結露を発生させないよう適切な断熱性能を有する材料を使用すること。

2）内装

- ・各室の用途、機能に応じ、長寿命で耐久性に優れ、かつ清掃、補修及び点検がしやすく、維持管理に配慮した材料、工法を選定すること。
- ・内装仕上げは、危険な凹凸を避けるなど、児童の安全性に配慮すること。

3）設備

- ・電気設備機器、空調設備機器、衛生設備機器は学校の運営上必要な設備や各教室の使用用途に適した設備を設置すること。
- ・更新性については、構造部材を傷めずに更新・修繕ができるように配慮すること。

（2）施設整備のコンセプト

1）児童が安心して安全に快適な生活を送ることができる校舎

- （ア）耐震性の向上（非構造部材を含む）や事故防止対策、防犯対策、感染症対策等に努め、児童、教職員が安心して安全に利用できる校舎とします。
- （イ）学習の場であるのみならず、児童の生活の場であることに留意し、日照、採光、通風、換気、気温、湿度などの快適性や、心と体の健康を支える保健衛生に配慮した校舎とします。
- （ウ）地震や浸水等に対する防災機能の強化、ユニバーサルデザインの採用などに配慮した校舎とします。
- （エ）災害発生時に活用できる2次避難所としての機能を備えた校舎とします。

2）今日的な教育ニーズに対応した校舎

- （ア）新学習指導要領で示されている「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、多様な学習形態や集団による活動が可能となる校舎とします。
- （イ）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育、外国人児童の受入れや国際化の進展を踏まえた国際理解教育、情報活用能力の育成や校務情報化に向けたICT化の推進など、今日的な教育ニーズに対応した校舎とします。

3) 児童数・学級数の動向を見据えた校舎の整備

- (ア) 児童数の推移や将来の推計を踏まえ、現状だけでなく、将来を見据えた適正な規模での整備を行います。
- (イ) 普通学級、特別支援学級など、児童数に加え学級の種類や数などに留意して整備を行います。

4) 環境に配慮した校舎

- (ア) 高断熱性の確保や高効率機器の導入や工事における再生可能な材料の使用、仮設物や施工方法の簡略化など、環境に配慮したエネルギー消費の効率化と経済性を兼ね備えた校舎とします。

第3節 校舎増築に係る学校施設整備方針

学級数の増加に対応するための校舎の増築及び児童数、学級数及び教職員数の増加に伴う管理教室棟に増築に係る工事の内容等については以下のとおりとする。

(1) 校舎増築工事の内容

1) 学級数の増加に対応するための校舎増築工事

延床面積 2,121 m²程度の校舎とし、普通教室等を整備する。

- (ア) 普通教室
 - ・普通教室 8 室、特別支援教室 8 室を確保する。
- (イ) 特別教室
 - ・多目的教室 1 室、通級指導教室 1 室、適応指導教室 1 室、相談室 2 室を確保する。
- (ウ) 管理教室
 - ・教材室 1 室を確保する。
- (エ) 児童昇降口
 - ・昇降口は雨天時に濡れることがないよう庇等を設けること。

2) 教職員数の増加に伴う管理教室棟の増築工事

管理教室棟の 1 階部を延床面積 217 m²程度の 1 階建校舎を整備する。

- (ア) 職員室
- (イ) 教材作成室（給湯室含む）
- (ウ) 放送室（スタジオ含む）
- (エ) 保健室
- (オ) 会議室

第4節 長寿命化改修に係る学校施設整備方針

筑紫野市長寿命化改修に係る学校施設整備方針は、長寿命化改修工事（以下「改修工事」という。）を行い、今後の学校施設の目標耐用年数（約100年）を達成し、現在の教育環境や社会的要求に応じた学校施設の教育環境の向上を図ることを目的としている。本事業の関連事項として、改修工事の内容及び仮設校舎等については以下のとおりとする。

（1）改修工事の目的

「長寿命化改修」とは、老朽化した学校施設を、将来にわたって長く使い続けるため、単に物理的な不具合を直すのみではなく、建物の機能や性能を現在の教育環境や社会的要求水準まで引き上げることを言う。

（2）改修工事の内容（学校施設環境改善交付金長寿命化改良事業に準拠）

【補助要件を満たすため、必ず実施する工事】

- ・水道、電気、ガス管等のライフラインの更新工事（既に更新済みの場合や、将来、計画的に更新することが決まっている場合は除く。）
- ・鉄筋コンクリート造（以下RC造）及びコンクリートブロック造（以下CB造）の場合、少なくとも、以下のA～Cのうちいずれか1つ以上の工事

A	コンクリートの中性化対策
B	鉄筋の腐食対策
C	鉄筋のかぶり厚さの確保

【原則として実施する工事】

原則、建物をスケルトン状態とし、躯体以外すべての改修を基本（外構周りも含む）とする。なお、以下の事項について、特に配慮を行うものとする。

- ・維持管理や設備更新の容易性の確保
- ・耐久性に優れた材料等への取り替え（劣化に強い塗装・防水材等の使用）
- ・多様な学習内容や形態による活動ができる教育環境の提供
- ・断熱、日射遮蔽等の省エネルギー対策
- ・その他、前項の事業目的を達成するために必要な付随工事

（3）耐久性向上を対象とした長寿命化改修

【躯体の老朽化対策（構造躯体の経年劣化を回復するもの）】

- ・コンクリートの中性化対策、鉄筋の腐食処理
- ・コンクリート、モルタル面のひび割れ処理
- ・爆裂、欠損部の処理等

【内装・外壁・屋上の老朽化対策(耐久性に優れた仕上げ材へ取り替えるもの)】

- ・従前の外壁・屋上防水改修工事と同様の改修を実施すること。
- ・内装材、外装材、屋根材等は、耐久性に優れた材質とする。

【設備等の老朽化対策(維持管理や設備更新の容易性を確保するもの)

(水道、電気、ガス管等のライフラインの更新)】

- ・電気設備機器、空調設備機器、衛生設備機器(建物周りの設備等も含む)のすべてを更新し、日常の清掃作業や点検・調整等に必要なスペースや設備等を確保すること。
- ・更新性については、構造部材を傷めずに更新・修繕ができるように配慮すること。
- ・令和３年度に学校施設環境改善交付金の交付を受けて設置している空調設備については、改修工事施工前に空調設備を撤去し、改修工事完了後に再設置を行うこと。

(４) 機能向上を対象とした長寿命化改修

【教育環境の質的向上を図るもの】

- ・近年の多様な学習内容や学習形態への対応が可能となる平面や意匠計画
- ・今後の学校教育や情報化の進展に対応可能な柔軟な設備計画
- ・再生可能エネルギーの活用等を考慮した省エネルギー化対策
- ・バリアフリー対策 ・防犯対策

【安全・安心な施設環境を確保するもの】

- ・耐震対策(非構造部材を含む) ・防災機能の強化
- ・事故防止・防犯対策など

【地域コミュニティの拠点形成に伴って考慮すること】

- ・防災機能の強化 ・バリアフリー対策
- ・地域住民の利用を考慮した教室等の配置変更など

(５) 改修工事中における代替施設について

- ・可能ならば仮設校舎を用いない実現性の高いローリング方式、それが難しい場合は仮設校舎を用いた効率的なローリング方式や工期短縮に向けたアイデアを提案すること。
- ・校舎増築部については、改修工事期間中の仮設校舎と利用することも想定される。

第5節 大規模改修(長寿命化改修)等の整備レベルの設定

施設の長寿命化を行うにあたり、施設の利用状況や各部の整備レベルを設定し、コストと関連付けて最適な仕様とすることで、将来の社会的要求水準の高まりへの対応や建物の整備レベルの統一化を図るため、校舎における整備レベルを以下の図中「大規模改修」(緑のライン)を基本とし、省エネ型大規模改修の提案を期待する。

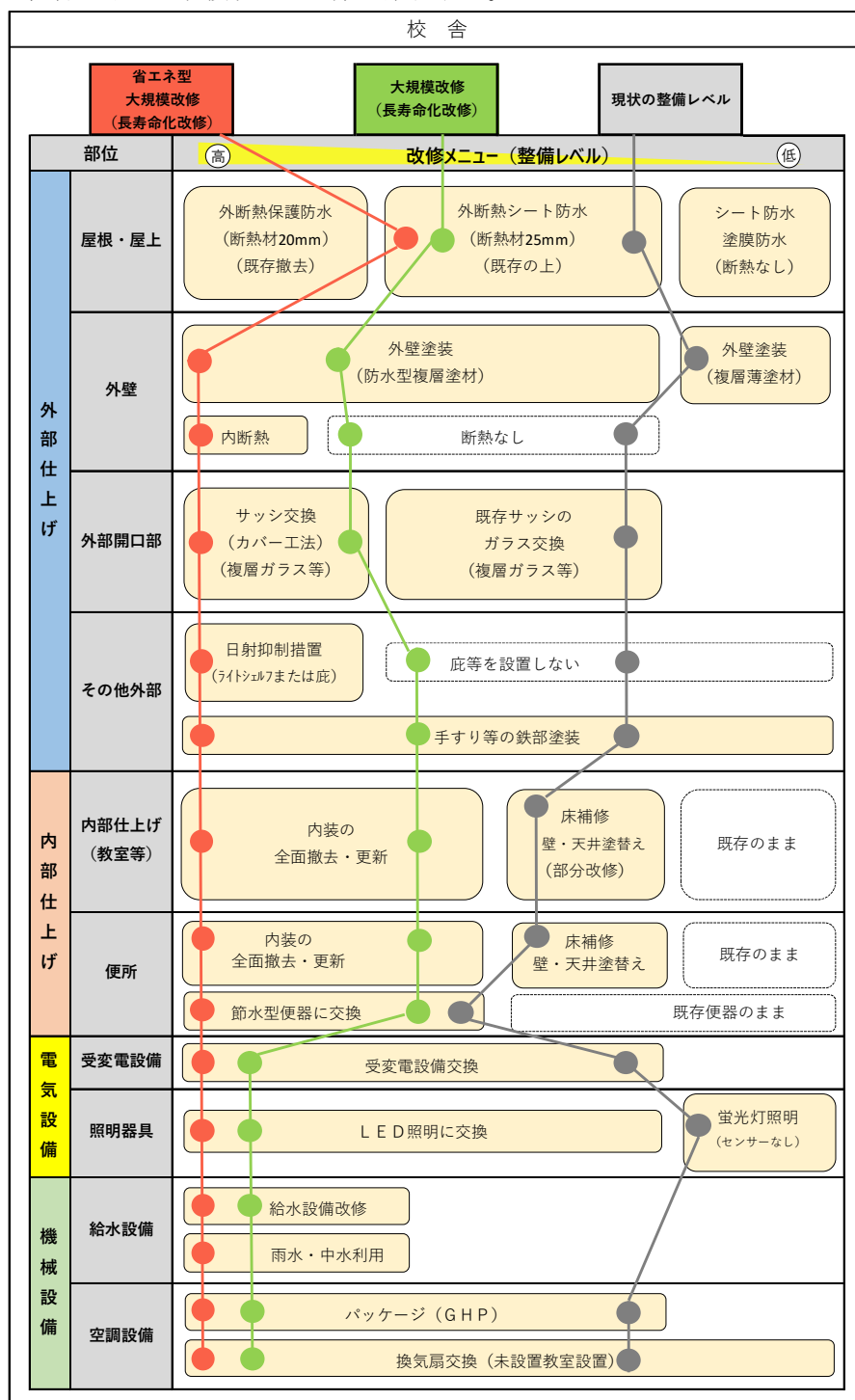


図1 整備レベル

第6節 本事業の概要

1. 事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設を以下に示す。

(1) 校舎増築工事

表1 本施設の概要

番号	建物名称	構造	階数	延べ面積	備考
1	校舎増築	RC造	5	約2,121.5 m ²	
2	管理教室棟増築	RC造	1	約217.5 m ²	

(2) 改修工事

表2 本施設の概要

番号	建物名称	竣工年	構造	階数	延べ面積	備考
1	校舎	S57年	RC造	3	1,622 m ²	○(改修)
2	校舎	S58年	RC造	3	970 m ²	○(改修)
3	昇降口	S58年	RC造	1	100 m ²	○(改修)
4	エレベーター	H16年	S造	3	54 m ²	○(改修)
5	校舎	S58年	RC造	3	2,023 m ²	○(改修)
6	校舎	H24年	S造	1	48 m ²	○(改修)
7	体育倉庫	S58年	S造	1	40 m ²	—(対象外)
8	プール専用附属室	H14年	RC造	1	84 m ²	—(対象外)
9	屋内運動場	H22年	RC造	2	1,314 m ²	—(対象外)
10	校舎	H22年	RC造	2	781 m ²	—(対象外)
11	校舎	H25年	RC造	3	2,888 m ²	—(対象外)
12	受水槽	—	—	—	—	○(撤去・新設)
13	高架水槽	—	—	—	—	○(撤去・新設)
14	受変電設備	—	—	—	—	○(撤去・新設)



図 2 敷地配置図

2. 事業方式

本事業は、本市が事業者と締結する本事業に係る契約(以下「本契約」という。)に従い、事業者が、本施設に係る設計・建設等の業務を一括で行う方式(DB: Design Build)により実施する。

3. 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

(1) 設計業務

- ① 事前調査業務(現況測量、地盤調査、必要に応じて土壌調査及び振動測定等)
- ② 校舎増築、管理教室棟増築及び長寿命化改修並びに付帯工事に係る設計業務(什器・備品等の選定含む)
- ③ 本事業に伴う各種申請等の業務
- ④ 国庫補助等申請支援業務
- ⑤ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 工事及び工事監理業務

- ① 校舎増築・管理教室棟増築工事一式
- ② 付帯工事(駐車場等整備)一式
- ③ 改修業務(公共下水道への接続工事を含む)
- ④ 工事監理業務
- ⑤ 附帯施設の解体・撤去業務
- ⑥ 近隣対応・対策業務(周辺家屋影響調査を含む)
- ⑦ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 仮設校舎賃貸借業務 (仮設校舎が必要な場合)

- ① 設計業務(必要に応じて現況測量、地盤調査、必要に応じて土壌調査及び振動測定等)
- ② 工事業務(公共下水道への接続工事を含む)
- ③ 維持管理業務
- ④ 賃貸借業務

4. 支払い

請負代金や前払金等の支払については、筑紫野市契約規則（平成4年4月1日規則第10号）及び設計・施工契約書（案）に基づき支払うものとするが、概ね以下のとおり支払う。

① 校舎増築工事（付帯工事含む）

年度	支払い内容	支払限度額	備考
令和7年度	完了払い	設計費相当額	
令和7年度	前払い	工事費の40%以内	
令和8年度	完了払い	工事監理相当額	
令和8年度	完了払い	工事費相当額の残額	

② 管理教室棟増築工事

年度	支払い内容	支払限度額	備考
令和8年度	完了払い	設計費相当額	
令和8年度	前払い	工事費の40%以内	
令和8年度	完了払い	工事監理相当額	
令和8年度	完了払い	工事費相当額の残額	

③ 管理教室棟長寿命化改修工事

年度	支払い内容	支払限度額	備考
令和9年度	完了払い	設計費相当額	
令和9年度	前払い	工事費の40%以内	
令和9年度	完了払い	工事監理相当額	
令和9年度	完了払い	工事費相当額の残額	

④ 教室棟1長寿命化改修工事（外構等含む）

年度	支払い内容	支払限度額	備考
令和10年度	完了払い	設計費相当額	
令和10年度	前払い	工事費の40%以内	
令和10年度	完了払い	工事監理相当額	
令和10年度	完了払い	工事費相当額の残額	

5. 事業スケジュール(予定)

事業スケジュールは、以下のとおりとする。

1) 全体スケジュール

仮契約締結	令和6年11月
本契約締結	令和6年12月議会議決日
事業期間	本契約締結の翌日～令和11年3月末日以前で事業者が提案した日

2) 校舎増築工事

設計・建設期間	本契約締結の翌日～施設引き渡し日
施設引き渡し日	令和9年3月1日以前で事業者が提案した日
運用開始日	施設引き渡し日～

3) 管理教室棟増築工事

設計・建設期間	本契約締結の翌日～施設引き渡し日
施設引き渡し日	令和9年3月1日以前で事業者が提案した日
運用開始日	施設引き渡し日～

4) 管理教室棟長寿命化改修工事

設計・建設期間	本契約締結の翌日～施設引き渡し日
施設引き渡し日	令和10年1月末日以前で事業者が提案した日
運用開始日	施設引き渡し日～

5) 教室棟1長寿命化改修工事

設計・建設期間	本契約締結の翌日～施設引き渡し日
施設引き渡し日	令和11年3月1日以前で事業者が提案した日
運用開始日	施設引き渡し日～

6. その他

(1) 本市の実施体制

本市は、本契約書(案)に基づき、調査職員または監督員をそれぞれ2名以上置く。

なお、契約締結後に教育委員会教育政策課及び建設部建築課より選任し、事業者へ通知する。

(2) 手続等

本事業に関する事務の取扱いについては、実施要綱、要求水準書及び契約書によるほか筑紫野市契約事務規則による。また、業務の検査については、関連法令に基づく検査のほか、筑紫野市建設工事等検査規程（平成6年11月2日規程第11号）に基づき実施することとする。

第7節 用語の定義

要求水準書中において使用する用語の定義は、本文中において特に明示されたものを除き、「資料1 用語の定義」において示すとおりとする。

第8節 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、設計、施工等の各業務の提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にするものとする。

適用法令及び適用基準は、設計、施工等の各業務の開始時に最新のものを採用すること。

なお、本施設の整備に関して特に留意すべき関係法令、条例、規則、要綱等は次のとおり。

(1) 法令

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法、道路法、駐車場法
- ・ 消防法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 学校教育法、学校給食法、学校保健安全法、学校図書館法、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- ・ 文化財保護法
- ・ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、悪臭防止法
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 電気事業法
- ・ 騒音規制法、振動規制法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)
- ・ 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 屋外広告物法
- ・ 建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 道路運送法
- ・ 会社法

- ・ 電波法
- ・ 健康増進法
- ・ 航空法
- ・ その他関連する法令等

(2) 福岡県・筑紫野市条例等

- ・ 福岡県福祉のまちづくり条例
- ・ 福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
- ・ 福岡県屋外広告物条例
- ・ 福岡県美しいまちづくり条例
- ・ 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例
- ・ 福岡県環境保全に関する条例
- ・ 福岡県建築基準法施行条例
- ・ 福岡県開発事業に対する環境保全対策要綱
- ・ 筑紫野市公園条例
- ・ 筑紫野市水道事業給水条例
- ・ 筑紫野市下水道条例
- ・ 筑紫野市環境基本条例
- ・ 筑紫野市都市計画関係法による建築等の許可又は承認の申請の手続等に関する規則
- ・ 筑紫野市環境配慮に関する要綱
- ・ 筑紫野市「赤ちゃんの駅」ガイドライン
- ・ 筑紫野市雨水流出抑制指針
- ・ その他関連する条例、規程等

(3) 要綱・基準等

- ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)
- ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編、機械設備工事編)
- ・ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準及び同基準の資料
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ・ 建築工事安全施工技術指針

- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱
- ・ 小学校設置基準及び小学校施設整備指針
- ・ 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目
- ・ 学校給食衛生管理基準、学校給食実施基準
- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル
- ・ 学校給食調理場における手洗いマニュアル、調理場における洗浄・消毒マニュアル
- ・ 学校図書館施設基準
- ・ 学校環境衛生基準
- ・ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ・ 筑紫野市環境基本計画
- ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
- ・ 第7次筑紫野市総合計画
- ・ 筑紫野市教育施策大綱
- ・ 筑紫野市公共施設等総合管理計画
- ・ 筑紫野市公共建築物長寿命化計画
- ・ 筑紫野市開発行為等整備要綱
- ・ その他関連要綱及び基準

第9節 諸条件

1. 立地条件

本施設が立地する事業予定地の立地条件は、次のとおりである。ただし、下記に限らず、立地条件については必ず現地確認を行うとともに、各担当課に問い合わせる又は事前協議を十分に行うこと。

- ① 事業予定地：筑紫野市紫7-4-1
- ② 敷地面積：約21,778.4㎡
- ③ 地域地区等：第1種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)
- ④ 高度地区：指定なし
- ⑤ 防火地域：建築基準法第22条対象

2. 敷地条件

本施設が立地する事業予定地の敷地条件に関しては、以下に示す資料を参照すること。

- ① 敷地の現況：「資料2 事業予定地位置図」
- ② 設備インフラ：「資料3 事業予定地設備インフラ現況図」

その他、現況測量や敷地の地質及び地盤等の調査は、適宜実施すること。

3. 想定学級数及び児童等の人数

令和14年度に児童数・学級数ともにピークを迎え、児童数1,200人を超え、必要となる学級数は普通学級36、特別支援学級16の計52学級（令和5年5月1日時点の将来推計）を見込んでいる。

表3 児童数・学級数推計

年度	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援 学級	合計
令和5年度	児童数	177	171	162	175	191	172	75	1,123
	学級数	6	5	5	5	5	5	14	45
令和6年度	児童数	192	176	172	164	176	190	73	1,143
	学級数	6	6	5	5	6	5	14	47
令和7年度	児童数	204	191	178	175	166	176	76	1,166
	学級数	6	6	6	5	5	6	14	48
令和8年度	児童数	165	201	192	180	176	165	76	1,155
	学級数	5	6	6	6	6	5	14	48
令和9年度	児童数	192	163	202	194	181	175	79	1,186
	学級数	6	5	6	6	6	5	15	49
令和10年度	児童数	181	192	163	202	194	181	79	1,192
	学級数	6	6	5	6	6	6	15	50
令和11年度	児童数	182	181	192	163	202	194	82	1,196
	学級数	6	6	6	5	6	6	16	51
令和12年度	児童数	196	182	181	192	163	202	82	1,198
	学級数	6	6	6	6	5	6	16	51
令和13年度	児童数	193	196	182	181	192	163	81	1,188
	学級数	6	6	6	6	6	5	16	51
令和14年度	児童数	188	193	196	182	181	192	83	1,215
	学級数	6	6	6	6	6	6	16	52

4. 工事に使用する電気水道等の使用

工事期間中の工事用水については、校内既存施設利用可能とするが、有償とする。工事期間中の工事用電力については、校内既存施設は利用できない。

第2章 設計業務

第1節 設計業務における基本的な考え方

1. 計画の考え方

(1) 耐用年数・維持管理計画

- (ア) 本施設の目標耐用年数は「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）を参考とし築後約100年の長寿命化が可能な計画とすること。
- (イ) 本施設は、長寿命化において配慮すべき性能を設計・工事段階で確認し、コストと関連付けを行いながら、最適な整備レベルを設定し、今後の維持管理に問題の無い計画とすること。

(2) 配置計画

- (ア) 本施設は、利便性を考慮し、類似する機能を有する諸室を集積して計画することが望ましい。
- (イ) 本施設の利用・管理区分やセキュリティに配慮しつつ、可能な範囲で施設・機能間での諸室・スペースの共有化を図り、施設の多目的化・稼働率の向上を図ること。
- (ウ) 本施設の効率的なメンテナンス、ランニングコストの抑制、管理・運営のしやすさ等の維持管理・運営に配慮した計画とすること。
- (エ) 児童等の登下校、車両動線、給食配膳室への食材等の搬出入等に配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保した配置とすること。
- (オ) 学校利用者の動線に配慮し、増築校舎にはエレベーターを設置すること。また、既設校舎のエレベーターは更新すること。
- (カ) 多様な学習内容や学習形態に対応した高機能かつ多機能な学習環境を整備するよう努めること。
- (キ) 間取りの変更等、将来の児童等の人数の変動及び教育内容・教育方法等の変化に対応できる柔軟性を持たせる等の工夫を盛り込むこと。
- (ク) 合理的な耐久性と将来の更新や変化に配慮したゆとりとフレキシビリティを確保すること。
- (ケ) 本事業において仮設校舎を必要とする場合は、必要最小限の規模で学校運営に支障をきたさない位置に整備すること。
- (コ) 校舎増築工事における、「校舎増築」部の配置については、グラウンドの有効面積を削減しないよう計画すること。

(3) ゾーニング・諸室配置

本施設の諸室は、規模及び利用形態を勘案して、教育活動を効率的かつ効果的に行うことができ、かつ、緊急時の避難がスムーズに行える適正な動線・配置計画とすること（「資料4 必要諸室リスト」参照）。なお、学校施設の各諸室の配置等にあたっては、文部科学省大臣官房文教施設企画部作成の「小学校施設整備指針」に基づいて計画すること。また、初めて本施設を訪れる利用者等にとっても、目的とする施設が見え、容易に理解できる、分かりやすい空間構成とすること。

1) 学校教育ゾーン

- (ア) 学校教育ゾーンは、時限間における移動等の動線及びその周囲の環境を十分に考慮した諸室配置とすること。
- (イ) 校舎棟ごとにトイレを適切に配置すること。

2) 管理ゾーン

- (ア) 教職員が執務を行う管理ゾーンは、良好な執務環境の確保や作業効率の向上を目指し、コンパクトな動線計画とすること。
- (イ) 自然光を十分に採り入れた執務環境の実現や遮音性が高い快適な執務空間の創出、ゆとりのある作業スペースの確保に留意して計画すること。
- (ウ) 教職員が外部からの侵入者を監視する業務を担うことも考慮し、職員室からの死角をできる限り少なくすること。
- (エ) 学校施設の管理や来客対応等も考慮しながら、学校教育ゾーンとの適切な位置関係とすること。
- (オ) 文書類の個人情報保護及びコンピュータ等の情報セキュリティ管理の観点から、管理ゾーン内に明確なセキュリティラインを定め、適切なゾーニング計画とすること。
- (カ) 夜間における教職員の退所に配慮し、職員室等から来客・職員用玄関までの動線に適切に照明を設けるとともに、施錠や消灯がしやすいように計画すること。

3) 諸室配置に当たっての配慮事項

- (ア) 外部空間に面する部分は、窓のガラス破損や児童の転落防止等の安全対策を十分に考慮した上で、湿度対策を講じた計画とすること。
- (イ) 学校利用者等が利用するエレベーターは、昇降口からアクセスしやすい場所に配置し、各諸室に車椅子で移動できる計画とすること。
- (ウ) 給排水設備を有する室は、漏水等が懸念されることから、職員室の直上には、配置しないこと。

(4) 必要諸室・什器・備品等

1) 必要諸室

本施設の諸室は、「資料4 必要諸室リスト」のとおりとするが、事業者の提案によりその他の諸室を追加、余裕教室等を親和性の高い機能へ転用、及び活用方法の提案をすることを可能とする。また、全体のバランスや共用部分の計画等についても、事業者の創意工夫による提案を期待する。

2) 什器・備品等

什器・備品等は、「資料5 改修業務に含む什器・備品等リスト」に記載の什器・備品等については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に則って選定すること。なお、什器・備品等の設置費用については、別途とする。

(5) 仕上計画

1) 共通

- (ア) 本施設は、清掃しやすく維持管理しやすい仕上計画とすること。
- (イ) 仕上げ材は、各機能の用途及び利用頻度並びに各部位の特性を把握した上で 適切な組合せを選択し、長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。また、危険な凹凸を避ける等、怪我をしにくい素材を使用し特に身体の不自由な利用者等への安全性に配慮すること。
- (ウ) 仕上げ材は、長寿命化達成を前提にした上で、コスト縮減につながる工法、仕様等を積極的に採用すること。
- (エ) 外気・風雨に接する部位では、原則、木材を使用しないこと。
- (オ) ライフサイクルコストの低減に配慮し、維持・更新コストの縮減及び改修・修繕費用の平準化を図る計画とすること。
- (カ) 使用材料は、「学校環境衛生基準」に基づいて健康等に十分配慮し、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、改修工事時における環境汚染防止に配慮すること。なお、有害な有機化学物質を吸着するような自然素材を使う等、シックスクール対策を十分考慮した製品を選定し、JIS 及び JAS の F☆☆☆☆又は告示対象外とすること。仕上方法等の選定に当たっては、「建築設計基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)に記載されている項目の範囲と同等以上であることを原則とする。使用材料については発散等級区分がわかる資料(建材印字のわかる写真又は等級表示書面)を竣工時に提出すること。
- (キ) 設計において LGS 等で壁、柱を付加するなどして、配管を通す空間やスイッチ BOX を埋め込む空間等を確保すること。
- (ク) トイレはドライ化による計画をすること。
- (ケ) 改修工事においては、以下のいずれか 1 つ以上の工事をすること。
 - ・ コンクリートの中性化対策
 - ・ 鉄筋の腐食対策(モルタル面のひび割れ処理を含む)
 - ・ 鉄筋のかぶり厚さ確保(爆裂、欠損部の処理を含む)

2) 外装

- (ア) 改修工事では、外部開口部のサッシはカバー工法により改修すること。
- (イ) 使用材料、断熱、漏水防止、結露防止方法等を十分検討し、建物の長寿命化に寄与するよう計画すること。
- (ウ) 屋根には、改修頻度や改修費用を考慮し、耐候性のある材を使用し外断熱型とすること。

- (エ) 屋根材の重なり部分は、上面(空)に向けてシールで処理しないこと。また、シールが切れたことにより、ただちに漏水が発生しないよう屋根全体の形状を計画すること。
- (オ) 外壁塗装は防水機能を有した塗材とすること。
- (カ) 児童等が利用する外部戸は、安全面を考慮し、引戸を基本とすること。
- (キ) 屋外への出入口には、庇を設けること。
- (ク) 窓は清掃や交換等に配慮し、外部足場が必要となるフィックス窓を避け、開閉式の窓(強化ガラス)を採用すること。なお、窓には網戸を設置すること。
- (ケ) 断熱、日射遮蔽等の省エネルギー対策の観点から、二重サッシ、複層ガラス、ガラスフィルム等の導入に努めること。
- (コ) 手摺等の鉄部は下地処理の上塗装とする。(外部に面する設備器具も同様)

3) 内装

- (ア) 壁の仕上げ材は、児童等の蹴破り等に耐えられる設計とすること。また、窓ガラスは強化ガラスを採用すること。
- (イ) 消火器等は壁面収納とするなど、突起物がないよう努めること。
- (ウ) 移動間仕切りは、収納が容易(収納時は壁面に納める等、目立たぬよう工夫)で、たわみやゆるみ等の変形が生じにくく、かつ、防音性や耐久性に配慮すること。
- (エ) 大きな扉や重い扉は、使い勝手や耐久性の観点から、必要以上の開口寸法としないこと。
- (オ) 床は、カーペットを使用しないこと。また、多目的室は、将来、普通教室(特別支援学級)への転用を想定すること。
- (カ) 内部仕上げは、木質系材料の特質である「温かみ、柔らかさ、ぬくもり、癒し効果」等を活かし、潤いと安らぎのある空間として、木材(国産材)を採用すること。ただし、音楽教室や英語教室などの特別教室等では、木材ではなく、木目調の仕上げを使用するなど、事業費の抑制にも配慮すること。

(6) 動線計画・セキュリティ計画

- (ア) 増築工事や改修工事での児童昇降口の位置については、歩車分離に配慮した動線計画とすること。
- (イ) 防犯対策を施すこと。
- (ウ) 増築部と既設校舎は各階で連結し、児童の移動をスムーズにできるようにすること。

(7) ユニバーサルデザイン

- (ア) 本施設(屋内及び外構・敷地へのすべてのアプローチを含む。)を安全・安心かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。
- (イ) 昇降口、グラウンド出入口、来客・教職員用玄関等には外部スロープを設け、車椅子に対応できるようにすること。(バリアフリー対策)
- (ウ) 屋内及び外構・敷地へのすべてのアプローチは、バリアフリー対応とし、主要な部分は、美観に優れ排水性のよい仕上げとすること。
- (エ) 建物内には、空間と調和したサイン計画を行うこと。また、サインは、ユニバーサルデザインの観点から、認知が容易であるものとする。

2. 周辺環境・地球環境への配慮

(1) 周辺環境への配慮

建物は、自然採光や自然換気に配慮すること。

周辺の住宅等に配慮して、工事中も含めて周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。

(2) 環境保全・環境負荷低減

本施設は、地球温暖化防止の観点から、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、エネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用する他、二酸化炭素の吸収源やヒートアイランド現象抑制の観点から、対策を図ること。

具体的には、ZEB Ready 相当以上の計画とし、自然採光の利用、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等を図ること。

なお、ZEB 申請については見込んでいない。

3. 構造計画の考え方

本施設の構造計画は、次の適用基準に基づいて計画し、建築基準法によるほか、日本建築学会諸基準、「2020 年版建築物の構造関係技術基準解説書」(国土交通省住宅局建築指導課他編集)及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)等に準拠すること。なお、これらの基準等の見直しが行われた場合には、変更後の基準に準拠すること。

(1) 施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類

本施設の非構造部材の耐震安全性能分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」の B 類とする。

(2) 建築設備の耐震安全性の分類

設備の耐震対策は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房官庁 営繕部)」の乙類とする。

4. 設備計画の考え方

設備計画は、「建築設備計画基準」、「建築設備設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）、学校保健安全法に基づく「学校環境衛生基準」、「学校給食衛生管理基準」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、空調換気設備、給排水衛生設備、ガス設備の計画を行うこと。

なお、「資料6 電気・機械要求性能表」の設備計画を標準案として事業者の創意工夫ある提案を期待する。

（1）共通

- （ア）本施設を効率的かつ容易に管理・修繕等ができるよう、更新性、メンテナンス性を考慮した計画とすること。
- （イ）各種機器の集中管理パネル（防災、火報、空調、防犯カメラ）を設置し、一括管理ができるようにすること。（新たに整備する設備で一括管理が望ましいものを含む。）
- （ウ）地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、燃焼時に有害物質を発生しないエコマテリアル電線等の採用を検討すること。
- （エ）省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とすること。
- （オ）設備類の故障の際には、本施設の運営への影響が最小限となるよう配慮すること。
- （カ）設備スペースの大きさは、主要機器の設置スペース、付属機器類の設置スペース、保守管理のスペース、機器の搬入・搬出スペース、将来の増築や設備容量の増強のための予備スペース等に留意して計画すること。
- （キ）資機材、部品等について、特注品の使用をやむを得ない場合に限定し、汎用品の積極的使用を図ること。
- （ク）シックスクール対策として、空気のだよみがないような開口部設計とすること。
また、理科室等の特別教室については、必要に応じて換気設備を設置する。
- （ケ）改修工事にあつては、水道、電気、ガス管等のライフラインの更新を行うこと。

（2）電気設備

1）照明・電灯コンセント設備

- （ア）照明器具、コンセント等は、児童等の事故防止のため設置高さなどに配慮のうえ、各諸室の用途に応じた形式・容量や照度を確保し、配管配線工事及び幹線工事を行うこと。非常用照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置すること。また、重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。
- （イ）照明器具は、LED 照明を基本とすること。
- （ウ）照明器具は、容易に交換や清掃ができるよう配慮するとともに、入手困難な部品等を使用しないこと。

- (エ) 自然採光を積極的に取り入れるなど、照明負荷の削減について、十分配慮した計画とすること。
- (オ) 各室において、照明の一括管理ができるよう計画すること。また、コンセントは前面、背面のどちらにも配置すること。
- (カ) 使用負荷の容量が大きいと予想される特別教室の電源は、専用分電盤を各準備室に設け、それぞれの実習室単位(例えば理科室と理科準備室で一つの単位とする)で電源の管理が行えるよう整備すること。
- (キ) 屋外コンセントを適切に配置すること。

2) 情報通信設備

- (ア) 情報通信のネットワーク対象施設(「資料 6 電気・機械要求性能表」参照)において、有線 LAN 用の配管配線・情報コンセント(中継 HUB を含む)を設けておくとともに、無線 LAN(WiFi ルーター含む)を利用できるよう整備すること。
- (イ) 本件に係る機器などの設定作業については、本件固有の事項が多数含まれるため、既設ネットワーク機器管理業者と協議の上、実施すること。その際に発生する費用についても本事業に含むものとする。
- (ウ) ネットワーク技術の革新に対応する配線交換の容易な設備を設置すること。
- (エ) 配線仕様は、応募時点の最新のもので提案すること。
- (オ) 本市の情報ネットワークに接続可能な複数の情報回線を引き込む配管配線工事を行うこと(将来的な OA 拡充にも対応可能なよう整備すること。)。なお、職員室または事務室では本市のシステムへの接続を想定している。
- (カ) 無線アクセスポイントについては、各教室の天井に設置するものとする。
- (キ) 無線アクセスポイントについては、無線 LAN 管理システム (UNIFAS 及び IAS) が構築されている。無線 LAN 管理システムへのアクセスは教育委員会及び保守業者のみ許可する等、セキュリティを考慮した設定となっている。ついては、設定・構築にあたって、既設ネットワーク機器管理業者に既存設定内容等を確認の上、設定に関わる費用を盛り込むこと。
- (ク) 本件に係る機器は以下の製品を使用すること。

No	機器	製品名
1	無線アクセスポイント	フルノシステムズ ACERA 1310
2	PoE スイッチングハブ	パナソニック PN25168B5 ※HUB ボックスに収納し、AC アダプターによる給電を可能とすること。
3	LAN ケーブル	C a t . 6 A 対応品・AWG 2 4 対応のもの(又は、導体の直径が AWG 2 4 よりも大きいもの) R J - 4 5 コネクターは P o E 対応品

- (ケ) 上記の内容については、本市企画政策課および既設ネットワーク機器管理業者と十分に協議した上で工事を行うこと。

- (コ) エレベーターのかご内から職員室及び昇降機保守管理業者に連絡できる装置を設置すること。

3) 誘導支援設備

- (ア) 学校の来客・職員用玄関・昇降口にインターホン等、必要な設備機器の設置や配管配線工事を行うこと。
- (イ) エレベーター、バリアフリースイッチ等に押しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置し、職員室に表示盤を設置すること。

4) 電話・施設内放送・テレビ受信

- (ア) 電話(3 回線)、施設内放送及びテレビ放送受信設備の設置及び配管配線工事を適切に行うこと。
- (イ) 施設内放送設備は、職員室及び放送室から校舎内、屋内運動場、及びグラウンドに放送可能な設備とすること。なお、放送室はグラウンドに面して設けること。
- (ウ) 近隣への影響を考慮し、グラウンドへの校内放送は、校舎内の放送と区別できる仕組みとすること。
- (エ) 校内放送設備の配線仕様は、消防法上の非常用放送設備に対応できるものとし、筑紫野太宰府消防本部と協議の上、決定すること。
- (オ) 職員室にプログラムタイマーを設置し、チャイムと連動させること。

5) 時刻表示装置

- (ア) 時計は電波修正機能付きの壁掛け型とし、各室に適宜設置すること。

6) 受変電設備

- (ア) 受変電設備については高圧受変電設備規程に基づき更新すること。併せて、メンテナンスしやすいように配慮して計画すること。
- (イ) 更新にあたっては、将来的に屋内運動場へ空調設備を導入することを考慮し、受変電設備のサイズを計画すること。
- (ウ) P A S 及び引き込みケーブルの交換を行うこと。

7) 警備・防犯カメラ・防災設備

- (ア) 警備システムに影響を与える作業を実施する場合は、機械警備業務委託業者と協議(日程調整等)すること。
- (イ) 火災発生時には、発報施設から、自動的にすべての施設に緊急放送が流れる設備(非常用放送設備)を整備すること。
- (ウ) 防火ドアについては、事業者による開閉点検を実施し、開閉障害のあるものについては全て更新とすること。
また、防火ドアに紐づく温度ヒューズ、感知器類等はドアの更新にかかわらず全て撤去更新とすること。
- (エ) 校内すべての敷地出入口・建物入口(児童昇降口・玄関)に防犯カメラを設置し、職員

室に録画装置及びモニターを設置すること。

今回の整備対象施設以外の箇所についての費用は、別途とする。

参考品番(同等品以上)

屋外カメラ : JS-CW5040

屋内カメラ : JS-CW5041

録画装置(16ch) : JS-RW5016-04

モニタ : JS-RW5016-04

中継 HUB(PoE) : BS-GU2108P

(3) 空調換気設備

1) 空調設備

- (ア) 令和3年度に学校施設環境改善交付金の交付を受けて設置している空調設備については、改修工事施工前に空調設備を撤去し、改修工事完了後に再設置するため、設計及び工事施工にあたっては、保管場所、保管体制計画など十分に検討すること。(資料7 参照)
- (イ) 令和3年度に学校施設環境改善交付金の交付を受けて設置している空調設備の対象内外は資料6、7に示し、空調設備の設置を必須とする諸室は、「資料7 空調機器教室配置図」に示す。
- (ウ) 各諸室の用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。
- (エ) 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。

2) 換気設備

- (ア) 換気設備は、各室ごとに制御できるものとする。
- (イ) 給排気口は、粉塵・害虫・雨水の侵入を防止する構造とすること。
- (ウ) 外気を取り込む換気口には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換、取り付けが容易に管理できる場所へ設置すること。
- (エ) その他諸室の換気設備は、その用途・目的に応じた換気システムを採用し、シックスクール対応に十分配慮すること。

(4) 給排水衛生設備

1) 共通

- (ア) メンテナンス性を考慮し、天井内ではなく PS 等に、器具、機器及び系統ごとにバルブを設けること。また、埋設配管は極力少なくなるように計画すること。
- (イ) 建物導入部や別の構造体同士(受水槽→校舎等)を跨る場合には、変位吸収を考慮すること。また、梁及び柱に新規の穴あけは原則不可とする。

2) 給水設備

- (ア) 原則として、給水設備は「資料6 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とすること。
- (イ) 詳細については、本市上下水道工務課と協議を行うこと。

3) 給湯設備

- (ア) 中央給湯方式ではなく、局所給湯方式とすること。
- (イ) 電気温水器を設置する場合は、飲料可能なものとすること。

4) 排水設備

- (ア) 汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続し、通気管やマンホール等からの臭気により不快を感じないように配慮すること。なお、排水に関しては、自然勾配によることを基本とし、ポンプアップはできる限り行わないこと。
- (イ) 空調機器や給湯器から発生するドレン排水は、バルコニー等の屋外であっても垂れ流しとせず、直接排水溝又は排水管へ排出されるよう計画すること。

5) 衛生設備等

- (ア) 衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な同一メーカーの器具・機器を採用することが望ましい。
- (イ) 衛生器具類は、障がいのある人にも使いやすく、かつ、節水型の器具を採用すること。
- (ウ) トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すること。
- (エ) 手洗い設備については、トイレ内(バリアフリーストイレを含む)については自動水栓(電池式)、その他についてはレバー式とし、容易にメンテナンスが可能な製品の選定すること。

(6) ガス設備

- (ア) ガス管を床下に配管する場合には、ピットを設けること。
- (イ) ガス設備を設置する場合は、使用目的に応じて、利便性、快適性、耐久性に配慮した設備とすること。
- (ウ) ガス漏れ警報器や緊急遮断弁等の設置により安全性を高めること。

5. 周辺インフラとの接続

(1) 接続道路

- (ア) 敷地との接続箇所及び接続方法は、既存の条件に従うこと。

(2) 上水道

- (ア) 給水本管との接続計画は、給水本管より二次側の既存配管を撤去したうえで、接続を行うこと。

(3) 下水道

- (ア) 接続計画は、事業者の提案による。
- (イ) 既存施設は公共下水道に接続済みのため、原則、同箇所に接続し直すこと。

(4) 電力

(ア) 引き込み方法等は、事業者の提案による。

(5) ガス

(ア) 具体的な引き込み方法等は、事業者にて供給事業者への確認・調整のうえ、提案すること。

(6) 電話

(ア) 引き込み方法等は、事業者の提案による。

(7) 通信

(ア) 現況は事業者にて通信事業者に確認のこと。

(イ) 引込計画については事業者の提案による。

6. 防災安全計画の考え方

(1) 災害時等の施設安全性の確保

地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とするほか、火災時の避難安全対策や浸水対策、強風対策及び落雷対策に十分留意すること。

(2) 避難所利用を想定した施設計画

地域の拠点となる指定避難所として避難者を受け入れ、一定期間滞在させることを想定し、諸機能の配置や動線、防災設備等を計画すること。また、ライフラインの早期復旧を見据えた計画とすること。

(3) 平時の施設安全性の確保

児童等の利用に際し、吹抜けや窓ガラス等からの落下の危険性が予想される箇所には、安全柵(落下防止策等)やネット等を設けて、安全性を確保すること。外部に面する窓開口は、転落防止のため床から 1,100mm 以上確保すること。

窓のガラスには強化ガラスを採用すること。

(4) 保安警備の充実

日中の不審者対策や夜間等における不法侵入を防止する等、本施設の保安管理に留意した計画とし、施錠装置(シリンダー錠程度)は、全諸室に設けること。また、必要に応じて、防犯上、適切な照明設備を設置すること。

第2節 設計業務対象施設に係る要件

本事業の設計業務対象施設は、本施設及び外構等とし、その詳細は以下に示すとおりとする。

1. 本施設

(1) 校舎

1) 共通

- (ア) 各教室は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのある室とすること。また、直射日光による暑さやまぶしさを防ぎ、各教室への雨の吹込み等を抑えることができるよう、庇を設置する等の工夫を施すこと。
- (イ) 各教室に映写対応黒板を設置し、校内用ネットワークの構築によるネットワーク設備設置等について、電源や配管敷設等、教具の多様化に対応できる環境を整備すること。
- (ウ) 前面掲示板には週間行事予定表を設置するものとし、内壁にはできる限り掲示スペースを確保すること。ただし、特別教室は除く。
- (エ) 窓開放時に虫が侵入しないよう、網戸を設置すること。
- (オ) 設備や備品は新しい学習に対応できるものとし、家具についても児童の生活の場としての機能に配慮すること。

2) 普通教室

- (ア) 児童の個人用ロッカー、児童及び教員の道具入れや用具庫等、必要な収納を確保すること。
- (イ) 児童の安全確保のため、収納スペースや家具の形状などに配慮すること。
- (ウ) 学習用タブレット端末を充電及び施錠保管できる充電保管庫（アーバー・インフォメーション製 X42i 42 台収容タイプ W777×D638×H1070）を各教室に設置するため、専用の電源コンセントを有した配置場所を提案すること。また、配置場所については、端末取扱いの利便性及び安全面に配慮すること。

3) 特別支援教室

- (ア) 校舎増築工事で整備する特別支援教室は、取り外し可能な移動間仕切り壁を設けること。
- (イ) 障がいの特性を考慮し、安全性を十分に確保できる位置に配置すること。
- (ウ) 教室内にレイアウト変更が可能な収納設備を設けること。

4) 多目的教室

- (ア) 校舎増築工事で整備する多目的教室は、将来、特別支援教室として2室に区画して利用できる計画とすること。
- (イ) 管理教室棟長寿命化改修工事で整備する多目的教室は、将来、特別支援教室として3室に区画して利用できる計画とすること。

5) 特別教室

① 理科室

- (ア) 理科室には、実験用機や必要となる各種設備を適切に配置すること。
- (イ) 理科室は、顕微鏡使用時の自然光確保を考慮した配置とすること。また、薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。
- (ウ) 各机に、コンセントを配置すること。
- (エ) 収納棚を十分に設置し、棚は外部から内部に収納している物品等が見えるものとし、施錠が可能であること。
- (オ) 理科準備室は、理科室から直接出入り可能とすること。また、薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。

② 音楽室

- (ア) 音楽室は、良好な音響的環境の整備とともに、他の教室や近隣に迷惑がかからないよう、高い遮音性を確保すること。
- (イ) 合唱や吹奏楽などの練習や発表に適した空間づくりに配慮すること。
- (ウ) 音楽準備室は、既存の楽器等を十分余裕をもって運搬・収納できるよう計画すること。なお、楽器に直接日光が当たらない保管スペースを確保すること。

③ 図工室

- (ア) 図工室は、造形、工作など、様々な制作活動が行えるよう整備すること。
- (イ) 作品の製作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床・壁仕上げとし、教材等の準備、材料や用具、機器等を収納するスペースを確保すること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
- (ウ) 作業の安全性を確保するため、電源位置等を考慮すること。
- (エ) 図工準備室は、図工室から直接出入り可能な配置とすること。

④ 家庭科室

- (ア) 調理室は、調理の実習が可能なよう計画すること。また、冷蔵庫・洗濯機置き場についても考慮すること。
- (イ) 教材等の準備、材料や用具、機器等を収納するスペースを確保すること。
- (ウ) 衛生や換気に十分配慮した計画とすること。
- (エ) 調理準備室は、調理室から直接出入り可能な配置とすること。

⑤ 図書室

- (ア) 図書室は、司書スペースを含め、利用しやすく多機能でコンパクトに整備すること。なお、図書室の規模については、1 クラス以上が同時に使用できるようなスペース(机・椅子を設置)を確保すること。書架については、約 13,000 冊分の図書を配架し、書籍の将来的な増加を考慮して計画すること。
- (イ) 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(文部科学省)」を踏まえ整備すること。
- (ウ) 図書室は、児童が気軽に立ち寄り、リラックスした雰囲気での学習又は交流できるよう工夫すること。また、汚れにくく、埃等を吸着しにくい床仕上げとすること。

⑥ 通級指導教室

(ア) 障がいの特性を考慮し、安全性を十分に確保できる位置に配置し、学習スペースとプレイスペースを確保すること。

⑦ 適応指導教室

(ア) 外部から出入りが可能な諸室とすること。

6) 管理諸室等

① 校長室

(ア) 校長室は、職員室に隣接し、来賓の応接スペース、掲示板、手洗いを設置すること。

(イ) グラウンドや外部からのアプローチ部分などの見通しがよく、校内各所への移動に便利な位置に配置すること。

(ウ) 内部には棚を設置し、ファイル等を保管できるようにすること。また、機密文書を保管できるよう、棚の一部には鍵付きのものを設置すること。

② 職員室等

(ア) 職員室は、グラウンドや外部からのアプローチ部分などの見通しがよく、校内各所への移動に便利かつ緊急対応ができるようその配置・動線に配慮すること。また、将来の教員増等に対応できるよう配慮すること。なお、来客用玄関、昇降口が見えるよう配置することが望ましい。

(イ) 職員室からグラウンドへの出入口を確保すること。

(ウ) 職員室の直上には、給排水設備を有する室を配置しないこと。

(エ) 壁にガラスを設ける等、明るく開放的で、親しみのある雰囲気になるよう計画すること。

(オ) 校内集中管理ができる総合盤（防災、火報、空調、防犯カメラ）を設置する（新たに整備する設備で一括管理が望ましいものを含む。）とともに、各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。

(カ) 職員室には給湯室やマイク・スピーカー等の音響設備を設置すること。

(キ) 見やすい位置に鍵板を設置すること。鍵板の他にマスターキーを備えること。

(ク) 教職員が使いやすい位置に書庫及び収納棚を配置すること。

③ 事務室

(ア) 事務室は、来訪者の管理を行いやすいよう来客・職員用玄関に隣接して配置すること。

(イ) 来客・職員用玄関に隣接してカウンター窓及び郵便受けを設置すること。

④ 印刷室

(ア) 印刷室は、職員室や会議室との連携に配慮すること。また、印刷機からの騒音に配慮した計画とすること。

⑤ 職員更衣室

(ア) 更衣室(男女別)は、職員室に近接して配置することが望ましい。

(イ) 窓ガラスは外部からの視線を遮断する仕様とすること。

⑥ 児童更衣室

- (ア) 更衣室(男女別)には、40 人分程度の扉無しロッカーを設置すること。
- (イ) 窓ガラスは外部からの視線を遮断する仕様とすること。

⑦ 会議室

- (ア) 教職員 30 名程度で打合せできる大きさの会議室を 1 室設け、職員室及び校長室に近接して配置すること。

⑧ 小会議室

- (ア) 10 名程度で打合せできる大きさの会議室を 1 室設けること。

⑨ 保健室

- (ア) 保健室は、静かで、良好な日照、採光、通風などの環境を確保でき、児童が利用しやすい位置に配置すること。
- (イ) 保健室は、急な怪我人や病人がでたときに救急車の搬送など緊急対応ができるよう、緊急車両が入りやすい 1 階に配置し、動線に配慮すること。
- (ウ) 保健室に近接してシャワー室を設けること。また、専用トイレを設置するか、バリアフリートイレに近接した位置に設置することが望ましい。
- (エ) 保健室内に相談室を設けること。
- (オ) 嘔吐物の消毒等を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。

⑩ 放送室

- (ア) 教職員だけでなく児童の利用にも便利で、グラウンド等を見渡せる位置に整備すること。
- (イ) 防音に配慮した計画とすること。
- (ウ) スタジオを設置し、現状同等以上の仕様とすること。

⑪ 相談室

- (ア) 相談室は防音、内装への配慮をすることが望ましい。
- (イ) 外部からの出入りが可能な諸室を少なくとも 1 室設けること。

⑫ 教材室・倉庫・備品庫

- (ア) 教材室・倉庫・備品庫は、各諸室との関連性を考慮し、適切に配置すること。
- (イ) 換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易になるよう計画すること。

7) 給食関連施設

① 給食配膳室

- (ア) 床は不浸透性、耐摩耗性、耐薬品性で、滑りにくい材料を用い、平滑で清掃が容易に行える構造とすること。
- (イ) 給食配膳室の搬入口には、扉やシャッター等を設置し、外部からの虫・砂塵等の侵入を防止するよう十分配慮すること。また、プラットフォームを設け、トラック等での搬出入が容易なようにすること。

- (ウ)搬出入は、児童等が利用するグラウンド等を経由しない経路とすること。また、給食配膳室と校舎内のその他の諸室を区画し、直接搬入品の納入業者等が給食配膳室を除き、その他の場所へ進入できないようにすること。
- (エ)開放できる窓への防虫網(ステンレス製)の取り付け、捕虫器の設置、換気用ダクトへの網の取り付け等を行い、鳥類及び鼠族昆虫の侵入並びにそれらの住み着きを防ぐ構造とすること。
- (オ)搬出入の際は、児童の安全を確保すること。

8) 共用部

① 昇降口

- (ア)児童用の昇降口は来客用玄関及び職員用玄関と別に配置し、来校者の利用とセキュリティに配慮して動線を計画すること。
- (イ)すべての学校利用者は、来客用玄関及び職員用玄関または昇降口で外履きから内履きに履きかえるものとし、昇降口に学年・クラス別に区分けした下足入れ及び傘立てを設置すること。
- (ウ)昇降口は、全校児童が円滑に出入りできるよう、正門や校舎・グラウンドとの動線に配慮した配置とすること。また、外履きの保管、内履きの保管、履替えの効率性や水滴の内部床への飛散、雨や風の吹き込み等に配慮し、適切に計画すること。
- (エ)昇降口にはスロープを設け、車椅子に対応できるようにすること。

② 来客用玄関

- (ア)来客用玄関は職員用玄関と別に配置し、来校者の利用とセキュリティに配慮して動線を計画すること。
- (イ)来客者は来客用玄関で外履きから内履きに履きかえるものとし、下足入れ及び傘立てを設置すること。
- (ウ)来客用玄関にはスロープを設け、車椅子に対応できるようにすること。

③ 職員用玄関

- (ア)職員用玄関は職員室との動線を配慮して計画すること。
- (イ)職員は職員用玄関で外履きから内履きに履きかえるものとし、下足入れ及び傘立てを設置すること。
- (ウ)職員用玄関にはスロープを設け、車椅子に対応できるようにすること。

④ 児童用トイレ

- (ア)児童用トイレ(男女別)は、休憩時間に行列ができないことや将来的な児童数の増加も考慮した便器数を確保し、各教室との距離や動線に配慮して計画すること。特に、女性用トイレの便器数は、現状と同等以上の基数を設置すること。手洗いスペースも児童数に応じて十分な広さを確保すること。
- (イ)児童用トイレは、職員室の真上に配置しないこと。
- (ウ)児童用トイレは、快適で明るく、清潔なイメージとなるよう照明や色使い等に配慮し、自然光を採り入れ、安らぎの空間となるよう計画すること。
- (エ)児童用トイレは、洋式トイレを設置し、擬音装置を設けること。なお、既設の大便秘器の内、転用可能なものは再設置して差し支えない。
- (オ)児童用トイレは、臭気が便所ブースを超えて便所内に拡散しないよう、便所ブース内で排気できるなど、給排気についても、より快適で清潔な空間となるよう配慮すること。

- (カ) 手洗いは自動水栓とすること。
- (キ) 児童用トイレの出入口には、扉を設けないこと。また、廊下からの視線に配慮し、管理上の死角とならない計画とすること。
- (ク) 児童用トイレは、各階の利用しやすい位置に軽度の肢体不自由の児童が利用可能な大きめの便所ブースを男女それぞれに1ブース設けること。

⑤ バリアフリースイレ

- (ア) バリアフリースイレは、校舎棟の各階にそれぞれ1か所ずつ設けること。また、オストメイト対応とし、汚物流し(壁付)、鏡、紙巻器、シャワー(シングルレバー混合水栓)、自動水栓(電池式)、水石鹸入れ等を設けること。
- (イ) 職員室と同一階のバリアフリースイレは、児童や来賓が利用できる位置に配置すること。また、オストメイト対応とすること。
- (ウ) バリアフリースイレは、職員室の真上に配置しないこと。
- (エ) バリアフリースイレは、温水洗浄便座、暖房便座及び擬音装置を設けること。なお、既設の大便器の内、転用可能なものは再設置して差し支えない。

⑥ 来賓・教職員用トイレ

- (ア) 来賓・教職員用トイレ(男女別)を職員室に近接して整備すること。
- (イ) 来賓・教職員用トイレは、職員室の真上に配置しないこと。
- (ウ) 来賓・教職員用トイレは、洋式トイレとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、擬音装置を設けること。なお、既設の大便器の内、転用可能なものは再設置して差し支えない。

⑦ 廊下・階段

- (ア) 廊下は、掲示物等を展示できるよう設え、情報発信できる空間としても計画すること。
- (イ) 階段の落下防止手すりとは歩行や動作を円滑にするための手すりを目的別に設置すること。落下防止手すりの手すり子の内法間隔は、11cm以下とすること。歩行や動作を円滑にするための手すりは、階段の両側に設置すること。
- (ウ) 将来の児童数に応じた適正な数量の手洗い(レバー式)・蛇口、掃除用洗い場1箇所程度を設け、必要に応じて棚を設けること。水栓は、壁付の万能水栓とすること。
- (エ) 手洗い場は衛生面の観点から水の溜まらない構造とし、流し台、壁及び床は耐水・耐腐食性のある材料を用いること。
- (オ) 水石けん入れは備品の容器にて対応し、設備として設けないこと。なお、手洗い場付近に衛生面に配慮した置き場を設けること。

⑧ エレベーター

- (ア) 増築校舎には学校利用者が利用するエレベーターを設置すること。また、既設エレベーターは更新を行うこと。
- (イ) エレベーターは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の建築物移動等円滑化誘導基準に準拠し、車いすが利用できる仕様とすること。
- (ウ) 円滑な利用と児童や教職員との衝突防止のため、エレベーターの搬入・搬出口の前に適切な面積のたまり空間を整備すること。
- (エ) エレベーターの定格積載量については、11人乗り、750kg程度とすること。

2. 外構等

(1) 駐車場

管理教室棟西側の駐車場については道路側の植栽帯・擁壁及びフェンスを含めて撤去再整備し直角駐車できるようにすること。

また、学校敷地内に新たに駐車場を10台程度確保すること。

(2) 植栽

本施設の増築及び改修に際して、新たに植える植栽及び支障が生じる植栽については、事前に本市と協議すること。

(3) 門扉

管理教室棟の西側の門扉2つについては、既設と同等以上の更新をすること。

(4) サイン計画

本施設のサイン計画は、以下の要件を満たすこと。なお、室名の文言は、改修設計 業務段階において本市に確認すること。

(ア) 案内表示(来客・職員用玄関、職員室、屋内運動場等への案内も含む)も含め、施設の案内板を、シンプルかつ大きな文字のデザインで、施設内部及び敷地内の分かりやすい位置に設置すること。なお、案内表示は教室配置の変更に対応可能な形とすること。

(イ) 室名は、分かりやすく表示する等、適切にサイン計画を行うこと。

(ウ) 室名称のサインは、すべての諸室に設けること。

(エ) トイレ、階段、傾斜路、その他シンボル化した方が望ましいものについては、ピクトグラムとしてもよい。

(オ) サインは、楽しく親しみのあるデザインに配慮すること。

(5) その他

(ア) 今回施工する範囲のアスファルト舗装は全面更新を基本とし、舗装構成は表層：再生密粒アスファルト13mm、厚み5cm、上層路盤：再生クラッシュラン(RC40)厚み15cmを確保すること。

(イ) 空調室外機等の設置箇所は、音や臭気、景観等に配慮すること。

(ウ) 歩道の切り下げや舗装の現況復旧等、道路との取り付けに係る整備に関して、関係機関との協議に基づいて行うこと(敷地外工事含む)。

(エ) 受変電設備、受水槽、ポンプ等は、第三者に操作されないようにフェンスで覆い、施錠できるようにすること。

第3節 設計業務遂行に係る要求内容

1. 業務の対象範囲

本事業に係る設計業務は、本施設を対象とし、その設計については、2次審査時の提案書類、本契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。

- (ア) 事業者は、設計業務の内容について本市と協議し、業務の目的を達成すること。
- (イ) 事業者は、業務の進捗状況に応じ、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- (ウ) 事業者は、業務に必要となる現況測量、地盤調査、必要に応じて土壌調査及び振動測定を事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする。
なお、校舎棟内部中性化調査については本市で事前に調査した結果を参考にすること。
- (エ) 事業者は、最新版の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、一般社団法人公共建築協会編集・発行)に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を遂行するものとする。
- (オ) 事業者は、各種申請等の関係機関との協議内容を本市に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。
- (カ) 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本市の指示を受けること。また、図面は、工事毎に順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- (キ) 本市が市議会や市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合や国への負担金及び交付金の申請等、工事完了後の会計実地検査への対応等を行う場合、本市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。

2. 業務期間

本事業に係る設計業務の期間は、第1章第6節の5事業スケジュール(予定)に示すとおりとする。

3. 設計体制と管理技術者の設置・進捗管理

事業者は、設計業務の管理技術者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に次の書類を提出すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

- (ア) 設計業務着手届
- (イ) 管理技術者届(設計経歴書を添付のこと。)
- (ウ) 担当技術者・協力技術者届

4. 設計計画書及び設計業務完了届の提出

事業者は、設計着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、本市に提出して承諾を得ること。なお、設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて設計業務完了届を提出するものとする。

5. 基本設計及び実施設計に係る書類の提出

基本設計終了時及び実施設計終了時に次の書類を提出すること。本市は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。

また、提出図書はすべてのデジタルデータ（CAD データも含む。Jw-cad で使用できること）も提出すること。なお、提出時の体裁等については、別途本市の指示するところによる。

（1）各種申請業務

建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。

（2）基本設計

（ア）意匠設計図（A1 版・A3 縮小版）：	各 5 部
（イ）構造設計資料：	3 部
（ウ）設備設計資料：	3 部
（エ）工事費概算書：	3 部
（オ）要求水準書との整合性の確認結果報告書：	3 部
（カ）事業提案書との整合性の確認結果報告書：	3 部
（キ）その他必要資料	
（ク）上記のすべてのデジタルデータ：	一式

（3）実施設計

（ア）意匠設計図（A1 版・A3 縮小版）：	各 5 部
（イ）構造設計図：	3 部
（ウ）設備設計図：	3 部
（エ）法規制チェック図：	3 部
（オ）公立学校施設整備事務ハンドブックに基づく交付金申請のための面積算定資料：	3 部
（カ）確認済証：	1 部
（キ）改修に係る什器・備品リスト：	3 部
（ク）外観・内観パース：	一式
（ケ）要求水準書との整合性の確認結果報告書：	3 部
（コ）事業提案書との整合性の確認結果報告書：	3 部

(サ) 設計書(数量計算書) :	1 部
(シ) その他必要図書	
(ス) 上記のすべてのデジタルデータ :	一式

6. 設計業務に係る留意事項

本市は、事業者に対し設計の検討内容について、必要に応じて随時聴取することができるものとする。

なお、事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに本市から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

7. 設計変更について

本市は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加的な費用(設計費用のほか工事費等)が発生したときは、本市が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業の対価の支払額を減額するものとする。

第3章 工事業務及び工事監理業務

第1節 業務の対象範囲

事業者は、実施設計図書、本契約書、本要求水準書、2次審査時の提案書類に基づいて、本施設の改修工事及び工事監理等を行うこと。なお、工事業務及び工事監理業務の実施に当たっては、最新版の「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）に準拠し、本市と十分に打ち合わせを行い、業務を履行すること。

第2節 業務期間

1. 業務期間

本事業は、「要求水準書 第1章第6節 5.事業スケジュール」に基づき工事を完了すること。なお、学校運営を考慮し、長期休業期間中（春・夏・冬）の引越しが可能となる業務期間の短縮につながる提案を期待する。

2. 業務期間の変更

事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め本市と事業者が協議して決定するものとする。

第3節 業務の内容

1. 基本的な考え方

- (ア) 本契約書に定められた本施設の工事及び工事監理のために必要となる業務は、本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- (イ) 本事業の着手に先立つ近隣住民への説明や調整並びに境界調査は本市が実施するが、事業者も資料作成や説明補助等の支援を行うこと。
- (ウ) 工事に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。
- (エ) 本市が市議会や市民等に向けて工事の内容に関する説明を行う場合や国への負担金及び交付金の申請等、工事完了後の会計実地検査への対応等を行う場合等、本市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。
- (オ) 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、自らの責任と負担において対応すること。

2. 工事計画策定に当たり留意すべき項目

- (ア) 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
- (イ) 工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や学習環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- (ウ) 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- (エ) 近隣住民や教職員等へ工事内容を周知徹底して理解を得て、作業時間の了承を得ること。
- (オ) 工事車両等の進入路と児童等の登下校路が可能な限り重ならないように留意し、施工時の安全性を確保すること。

3. 実施体制

- (ア) 事業者は、工事監理業務について工事監理者を頂点とし、意匠、構造、電気設備、機械設備等の専門別の主任技術者を配置すること。また、改修業務は、主体工事である建築工事より監理技術者及び現場代理人を責任者として配置すること。なお、改修業務における監理技術者及び現場代理人は兼務可能とする。
- (イ) 業務実施体制について、業務の開始前に本市の承諾を受けること。監理技術者、主任技術者及び現場代理人等を変更した場合も同様とする。また、監理技術者、主任技術者及び現場代理人等は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- (ウ) 監理技術者、主任技術者及び現場代理人は、本事業の目的・趣旨・内容を十分に踏まえた上で選出すること。

4. 着工前業務

(1) 各種申請業務

建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。

(2) 近隣調査・準備調査等

- (ア) 工事の着工に先立ち、近隣住民との調整を十分に行い、近隣住民の理解のもとに、工事の円滑な進行を確保すること。
- (イ) 工事による近隣住民等への影響を検討し、適切な対策を講じること。
- (ウ) 近隣住民や教職員等への説明を実施し、工事工程等についての理解を得ること。

(3) 工事監理計画書の提出

事業者は、工事着工前に、工事監理主旨書(工事監理のポイント等)、詳細工程表(総合定例打合せ日程や各種検査日程等も明記)を含む工事監理計画書を作成し、次の書類とともに本市に提出して、承諾を得ること。

(ア) 工事監理体制届：	1 部
(イ) 工事監理者選任届(経歴書を添付)：	1 部
(ウ) 工事監理業務着手届：	1 部

(4) 施工計画書の提出

事業者は、工事着工前に、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、次の書類とともに本市に提出して、承諾を得ること。

【着工前の提出書類】

(ア) 工事実施体制届：	1 部
(イ) 工事着工届：	1 部
(ウ) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者届(経歴書を添付)：	1 部
(エ) 承諾願(総合仮設計画)：	1 部
(オ) 承諾願(工事記録写真撮影計画書)：	1 部
(カ) 承諾願(施工計画書)：	1 部
(キ) 承諾願(主要資機材一覧表)：	1 部
(ク) 報告書(下請業者一覧表)：	1 部
(ケ) 上記のデジタルデータ：	一式

※ ただし、承諾願は、工事会社が工事監理者に提出し、その承諾を受けた後、工事監理者が本市に提出するものとする。

(5) 火災保険等

事業者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。)等に火災保険、建設工事保険及び賠償責任保険を付すものとする。

(6) 解体計画等

1) 解体計画

(ア) 本施設(附帯施設を含む)の既存図面及び現地を確認の上、十分調査し、解体計画書を作成すること。

(イ) 電気設備の解体計画に先立って、解体範囲に九州電力や NTT 等の占用物が無いことを確認する際は、帯同(立会)すること。

2) アスベスト調査及びPCB調査

- (ア) 仕上げ塗材等のアスベスト調査は市において実施する予定であり、アスベスト含有建材等が発見された場合は、処理に必要な追加費用を協議の上、本市が負担することとする。事業者においては、大気汚染防止法に基づき手続きを行い、適切に処理を行うこと。
- (イ) 本施設の照明機器及び変圧器の製造年によると、PCB混入は確認されていない。

5. 工事期間中業務

(1) 工事

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って改修工事及び工事監理を実施すること。事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。工事施工においては、次の事項に留意すること。

1) 工事の内容

- (ア) 水道、電気、ガス管、排水管等のインフラ設備を新設及び更新すること。
- (イ) 改修工事においては、鉄筋コンクリート部分について以下のいずれか1つ以上の工事をすること。
 - ・コンクリートの中性化対策
 - ・鉄筋の腐食対策(モルタル面のひび割れ処理を含む)
 - ・鉄筋のかぶり厚さ確保(爆裂、欠損部の処理を含む)
- (ウ) 本施設(外構まわりも含む)の増築及び改修方法は、コストを削減できるよう、事業者からの提案を求める。なお、維持管理や設備更新の容易性の確保、耐久性に優れた材料等への取り換え(劣化に強い塗装・防水材等の使用)、多様な学習内容や形態による活動ができる教育環境の提供、断熱・日射遮熱等の省エネルギー対策には特に配慮して実施すること。
- (エ) 事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を本市に毎週報告するほか、本市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- (オ) 事業者は、本市と協議の上、基礎、構造躯体、隠蔽される部分等について、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に本市に連絡することとし、各種検査の記録を報告書、写真をもって報告すること。
- (カ) 本市は、事業者や建設企業が行う工程会議に立会うことができるとともに、必要に応じて、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- (キ) 増築及び改修工事に伴い残土が発生する場合は、その残土を指定処分場まで運搬し、適切に処分すること。

2) 躯体の改修

- (ア) コンクリートの中性化対策、鉄筋の腐食処理を実施すること。

- (イ) 具体的な中性化対策及び鉄筋腐食補修としては、リフリート工法（RF 仕様）程度を見込んでおり、それ以上の対策が必要な場合は別途とする。
- (ウ) コンクリート、モルタル面のひび割れ処理を実施すること。また、爆裂、欠損部の処理等を実施すること。

3) 内装・外壁・屋上の改修

- (ア) 図 1 にて示している大規模改修(長寿命化改修)等の整備レベルを確認の上、外壁・屋上防水改修工事を実施すること。
- (イ) 内装材、外装材、屋根材等は、耐久性に優れた材質とすること。
- (ウ) 塗装・防水等の保証期間は以下のとおりとし、工事完成後に保証書を提出すること。

工種	名称	保証期間(年)
外壁改修		7 年以上
吹付工事	外装薄塗材 E(アクリルリシン)	2 年以上
	複層塗材 E(アクリルタイル)	4 年以上
	防水形複層塗材 E(弾性タイル)	4 年以上
防水工事	シート防水 塗膜防水	10 年以上
		5 年以上

4) 設備等の改修

- (ア) 受変電設備の更新改修工事を行うこと。
- (イ) 電気設備機器、空調設備機器、衛生設備機器(建物周りの設備等も含む)のすべてを更新し、構造部材を傷めずに更新・修繕ができるように配慮すること。

(2) 工事監理業務

- (ア) 工事監理者は、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況及び器材・施工検査記録等を含んだ工事監理報告書及び監理日報を作成し、工事監理の状況を本市に定期的に(毎月 1 回程度)報告するほか、本市の要請があったときには随時 報告を行うこと。(工事監理報告書：施工建物全景 2 枚程度の写真を添付のうえ毎月 1 回程度。監理日報：毎月 3 回程度、概ね 10 日毎。)
- (イ) 本市への完成確認報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。
- (ウ) 工事監理業務内容は、「民間(旧四会)連合協定建築設計・監理業務委託契約約款」によることとし、「民間(旧四会)連合協定建築監理業務委託書」に示された業務とする。

(3) 附帯施設の解体・撤去業務

- (ア) 附帯施設を解体・撤去し、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。また、周辺への騒音や振動には十分配慮すること。なお、解体・撤去業務の対象施設は、本要求水準書の「表 2 本施設の概要」のとおりとする。また、解体・撤去業務の対象施設内の廃棄備品の処理については本事業に含むものとする。

- (イ) 解体・撤去業務の対象施設内にあるすべての什器・備品等进行处理すること。処理にあたっては、本市と事前に協議を行うこと。
- (ウ) 事業者は、解体・撤去業務の着手までに、本施設の図面及び現地を確認の上、特に、埋設配管等の既設物について十分調査し、解体・撤去業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ解体工事全体の「解体工事施工計画書」を作成し、本市の承諾を得ること。
- (エ) 附帯施設の解体・撤去業務の遂行にあたって、アスベスト含有建材等が発見された場合は、処理に必要な追加費用を協議の上、本市が負担することとするが、事業者において適切に処理を行うこと。

(4) 施設利用者等への安全対策業務

事業者は、改修期間中の利用者等の安全を確保するために、十分な対策を講ずること。

- (ア) 本施設外(敷地外)における工事車両との交通災害を未然に防ぐため、児童等の通学路と通学時間帯を把握し、工事車両と児童等の動線が重複しないよう、車両運行ルートを計画すること。
- (イ) 本施設内における工事エリアと供用エリアを明確に区分し、施工すること。
- (ウ) 本施設内(敷地内)における工事動線と、利用者等の動線を明確に分離すること。サイン(方向指示板等)・カラー舗装・保安柵(バリケード、カラーコーン等)・回転灯・注意灯等を適宜活用し、視認性と誘導性を高めること。
- (エ) 適切に交通誘導警備員等を配置し、利用者等を安全に誘導すること。

(5) 近隣対応・対策業務

事業者は、近隣住民等に対して、次の事項に留意して工事を実施すること。

- (ア) 工事中における近隣住民及び利用者等への安全対策については万全を期すこと。
- (イ) 工事を円滑に推進できるように、必要に応じて、工事の実施状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- (ウ) 近隣住民等からのクレーム、要望等に対し、迅速に判断して対処すること。
- (エ) 本業務に係る企画、広報、実施については事業者の提案をもとに本市と協議の上で決定するものとし、これに係る費用については、すべて事業者の負担とする。

(6) その他

原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとするが、本市が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

事業者は、工事期間中に、次の書類を、工事の進捗状況に応じて、遅滞なく本市に提出すること。

【改修工事中の提出書類】

(ア) 工事工程表：	1 部
(イ) 工事進捗状況報告書：	1 部
(ウ) 工事監理報告書：	1 部
(エ) 承諾願(機器承諾願)：	1 部
(オ) 承諾願(残土処分計画書)：	1 部
(カ) 承諾願(産業廃棄物処分計画書)：	1 部
(キ) 承諾願(再資源利用(促進)計画書)：	1 部
(ク) 承諾願(主要工事施工計画書)：	1 部
(ケ) 承諾願(生コン配合計画書)：	1 部
(コ) 報告書(各種試験結果報告書)：	1 部
(サ) 報告書(各種出荷証明)：	1 部
(シ) 報告書(マニフェスト A・B2・D・E 票)：	1 部(提示でも可)
(ス) その他必要書類：	1 部
(セ) 上記のデジタルデータ：	一式

※ 承諾願については、建設会社が工事監理者に提出してその承諾を受けた後、工事監理者が本市に提出・報告するものとする。

6. 工事完了時業務

(1) 自主完成検査及び完成検査

自主完成検査及び完成検査は、次の「1) 事業者による自主完成検査」及び「2) 本市の完成検査」の規定に則して実施する。また、事業者は、本市による完成検査後に、「3) 完成図書の提出」に則して必要な書類を本市に提出する。

1) 事業者による自主完成検査

- (ア) 事業者は、事業者の責任及び費用において、関連する要綱・基準等を踏まえた自主完成検査及び設備機器、器具等の試運転等を実施すること。
- (イ) 自主完成検査及び設備機器、器具等の試運転の実施については、それらの実施日の 14 日前までに本市に書面で通知すること。
- (ウ) 事業者は、本市に対して、自主完成検査及び設備機器、器具等の試運転の結果を、建築基準法第 7 条第 5 項に定める検査済証その他の検査結果に関する書類の写しを添えて報告すること。
- (エ) 事業者は、本市の完成検査までに関連法令及び基準等に基づき、本施設の状態について、健康で衛生的な環境を確認するため、空気環境測定、照度測定及び水質管理等の各測定を実施すること。

2) 本市の完成検査

本市は、事業者による上記の自主完成検査及び設備機器、器具等の試運転の終了後、当該施設及び設備機器、器具等について、次の方法により完成検査を実施する。

- (ア) 本市は、事業者、建設企業及び工事監理者の立会いの下で、完成検査を実施するものとする。
- (イ) 完成検査は、本市が確認した設計図書との照合により実施するものとする。
- (ウ) 事業者は、設備機器、器具等の取扱いに関する本市への説明を、前項の試運転とは別に実施すること。なお、各施設、什器・備品等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成し、本市に提出し、その説明を行うこと。
- (エ) 事業者は、本市の行う完成検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成検査の手続きと同様とする。
- (オ) 事業者は、本市による完成検査後、是正・改善事項がない場合には、本市から完成検査の通知を受けるものとする。

3) 完成図書の提出

事業者は、本市による完成検査の通知に必要な完成図書を提出すること。また、これら図書の保管場所を本施設に確保すること。なお、提出時の体裁等については、別途本市の指示するところによる。

なお、完成図については、各諸室の面積が分かるよう、各諸室すべてについて壁芯寸法を記載すること。また、平面詳細図や矩計図は、仕上げや下地の厚さ、断熱材等を記載し、異なる室は、省略しないで記載すること。

【完成時の提出書類】

- (ア) 工事完了届： 1 部
- (イ) 工事記録写真： 1 部
- (ウ) 竣工図：
 - ・ 原図サイズ青焼き製本 2 部（同一敷地内別途工事は合本すること）
 - ・ A 3 縮小版青焼き製本： 2 部
 - ・ A 3 縮小版第 2 原図（マイラーベース、ポリエステル系）： 1 部
- (エ) 公立学校施設整備事務ハンドブックに
 - 基づく交付金申請のための面積算定資料： 一式
- (オ) 化学物質濃度測定結果(6 種)： 1 部
- (カ) 検査済証： 他各種届出書類、許可書類 1 部
- (キ) 品質管理資料： 1 部
- (ク) 出来型管理資料： 1 部

(ケ) 各種保証書 :	1 部
(コ) 取扱い説明書 :	1 部
(サ) 完成調書 :	1 部
(シ) 完成写真 :	1 部
(ス) 施工図 :	1 部
(セ) 要求水準書との整合性の確認結果報告書 :	3 部
(ソ) 事業提案書との整合性の確認結果報告書 :	3 部
(タ) その他必要書類	
(チ) 上記のデジタルデータ :	一式